

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和5年9月29日（金曜日）		
開 会	午前10時38分	閉 会	午前11時34分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加藤 茂樹 委 員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 足立 考史 太田 縁 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史、金田 靖典		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【都市整備部】 都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 牧野 隆史 都市企画課課長補佐 雁長 徹 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 宮谷 卓志 都市企画課主査 西垣 真志		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時38分 開会

【都市整備部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、ただいまより建設水道委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおり、都市整備部から2件報告を受けることとしております。

初めに、都市整備部長に挨拶をいただきたいと思います。岡部長。

○岡 和弘都市整備部長 都市整備部長の岡です。本日は、貴重な時間を取っていただきありがとうございます。本日は2件ということで、盛土規制法の条例について、この前も御説明しましたけど、もっと詳細に説明をしたいと思いますので、ちょっと説明時間、長くなると思いますが、よろしくお願ひします。もう1件、自動運転バスの実証実験、これは、4年の2月・3月にかけて、砂丘のほうで実証実験行いましたが、次の実証実験ということで、今年度もずっと考えておまして、ようやく国の事業採択になったものですから、このたび報告するものです。ただ、予算については、採択になるかどうか分かってなかったもので、今後、直近の議会において、補正予算ということで計上したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

盛土規制法に係る条例について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、報告に入ります。まず、盛土規制法に係る条例についてを説明ください。牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野でございます。今月6日に開催されました建設水道委員会にて、その他として、仮称、鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例案について報告させていただいたところでございます。そうしたところですが、条例の制定の前段となります、宅地造成及び特定盛土等規制法の概要も紹介させていただき、加えて、10月10日から実施いたしますパブリックコメントに提出する条例案の一部をお示ししながら、改めて御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。資料は、A4横の右肩に四角の囲み文字で資料1と記しております、盛土規制法に係る条例についてと、A4縦の右肩に四角の囲み文字で資料2と記した、条例案及び条例施行規則案を準備させていただいております。ございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** それでは、資料1を基に説明させていただきたいと思っております。右下にページ数を記載しております。目次飛ばしまして、3ページお願いたします。

盛土規制に係る法と、鳥取県条例の最近における経過でございます。県では、令和4年5月1日付で、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例を施行されました。これは、令和5年5月26日付で施行された、宅地造成及び特定盛土等規制法に先立ち、盛土等の規制が十分でない部分に対応するものとして制定されたものでございます。また、本年5月の盛土規制法の改正に伴いまして、県では、7月に、盛土等の規制を法律に一元化するなどの条例改正をされたところでございます。なお、県盛土条例は、本市域を含む県全域を規制の対象としているものでありまして、既に本市にも適用されているところとなっております。このような中、本市は、盛土規制法に基づきます権限を有する中核市として、事務を執行することとなりまして、県内及び市内における従前の規制水準を維持し、県盛土条例と同一の規制基準を規定する市条例を制定しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。盛土規制法の改正に至った、盛土等の規制に係る背景・必要性について、昨年来、議会でもお示ししてきたとおり、令和3年7月3日に熱海市で発生いたしました、盛土の崩壊による土石流では、死者28名、住宅被害98棟と、甚大な被害をもたらしたものでございます。このことによりまして、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されたところでございます。この資料におきます、都道府県知事等という記載には、中核市である本市も含まれるものと解釈をお願いいたします。

それでは、5ページを御覧ください。法の規定に基づきます、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針といたしまして、1、隙間のない規制といたしまして、盛土等により、人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定し、区域内で行われる盛土等を、都道府県知事等の許可対象とします。2、盛土等の安全性の確保といたしまして、災害防止のために必要な許可基準を設定し、定期報告、中間検査や完了検査の実施により確認することとしております。3番目、責任の所在の明確化といたしまして、土地所有者等が、常時安全な状態に維持する責

務を有することを明確化し、災害防止のため、必要なときは、土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できるとしております。4番目といたしまして、実効性のある罰則の措置として、条例により、罰則の上限より高い水準に強化します。以上4点を策定されているところでございます。

6ページを御覧ください。本ページ～12ページまで、盛土規制法施行に伴い、国が概要を紹介するパンフレットの抜粋でございます。先ほど説明いたしました基本方針に沿ったものでございます。分かりやすく紹介されていると思いますので、後ほど、改めて御覧いただきたいと思っております。

7ページを御覧ください。法で規定いたします規制区域について、鳥取県と共同で実施しております、盛土規制区域基礎調査業務によりまして、県では県内全域、本市では市内全域を対象とすることについて、盛土規制区域アドバイザー会議により検討しているところでございます。このページのイメージ図で、赤色塗り潰しと、青色塗り潰しの区域が、市域全体を示しておりまして、赤色塗り潰しは、市街地など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば、人家等に危険を及ぼし得るエリアの宅地造成等工事規制区域を示しております。こちらのほうは、人口集中地区、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人、こちらの規模の人口集中地区を指定することを検討しております。また、青色で塗り潰しされているところについては、市街地などから離れてはいるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば、人家等に危害を及ぼし得るエリア、特定盛土等規制区域を示しておりまして、人口集中地区以外の本市区域を指定することを検討しております。

8ページを御覧ください。規制区域の指定の流れについてを示してございます。鳥取県と共同で実施しております、盛土規制区域基礎調査業務と、アドバイザー会議などにより、規制区域案を作成しているところでございます。規制区域の公示によりまして、盛土等の工事が許可対象となります。

9ページを御覧ください。規制区域内で盛土等を行う場合、あらかじめ都道府県知事等の許可を必要としています。技術的基準への適合や、工事主の資力・信用、工事施工者の能力について審査を実施します。都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土等規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。また、許可に当たりまして、土地の所有者等、全員の同意及び説明会を開催するなど、周辺住民への事前周知を要件としているところでございます。なお、適用除外といたしましては、破線で囲む中に示すとおり、道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

10ページを御覧ください。法に基づく許可対象となる盛土等の規模でございます。赤文字は、法で指定する宅地造成等工事規制区域における規模、青文字は、特定盛土等規制区域における規模要件を示すものでございます。上段の図におきましては、土地の形質の変更の場合で、宅地造成、残土処分場や、太陽光発電施設の設置などに伴う、盛土・切土に該当しまして、①は盛土、②が切土、③が、盛土と切土の同時施工により、崖を生ずることとなるものに対する規模を示しておりまして、④は、崖を生じさせない盛土の高さ、⑤は、盛土または切土する土地の面積を規模要件とするものでございます。

下段の図におきましては、一時的な土石の堆積の場合で、ストックヤードにおける仮置きなどに該当します。⑥は、最大時に堆積する高さかつ面積、⑦は、最大時に堆積する面積を規模要件としているものでございます。当然のことでございますが、規模要件に規定する数値から、人家等がまとまってある、市街地である宅地造成と工事規制区域、こちらの赤文字で示す基準のほうが厳しいものとなっております。また、後ほど説明いたしますが、⑤と⑦において、青文字で示します面積要件が、条例により規制強化されるということでございます。

11 ページを御覧ください。先ほどの盛土・切土による土地の形質の変更と、一時的な土石の堆積する場合の技術的基準のイメージ図でございます。擁壁や排水施設などの設置について、技術的基準が設けられておるところです。また、下の図のほうで、一時的な土石の堆積の場合、盛土の周囲に、堆積する高さ以上の幅の空地を確保することなどの基準が設けられています。このような技術的基準に適合することを必要としているところでございます。

12 ページを御覧ください。法の許可申請から工事完了までの流れを示すものでございます。許可後は、定期報告、中間検査を実施し、工事完了後は、完了検査を実施することとしております。中間検査は、工事完了後に確認が困難となる工程がある場合に実施することとしております。ここまで、盛土規制法について説明させていただきました。

続きまして、条例案について説明させていただきたいと思っております。13 ページを御覧ください。鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例案の概要を説明させていただきます。市条例案の第1条に規定するとおり、法の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して、必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止、並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって、土地の秩序ある利用、並びに市民の生活の安全及び安心を確保することを目的としております。そのための盛土等工事の許可制度及び巡視、勧告・命令、罰則など、必要となる事項を規定しようとするものでございます。

赤色の枠内に示しておりますが、許可対象は、既に施行されている県条例と同水準の規制となるよう、法に基づく規制に対する許可基準の強化と、県条例独自の規制項目の大きく2つとしてございます。

法に基づく盛土・切土の施工の例といたしましては、宅地開発、残土処分場、土の仮置場などを対象とし、県条例に基づく、斜面地に設置する工作物の例といたしましては、太陽光発電施設、風力発電施設、また、建設発生土の搬出の例といたしましては、残土処分場までの搬出・運搬等を対象としているものでございます。

14 ページを御覧ください。前ページの条例案の概要を含めまして、盛土規制法、県盛土条例及び市条例案のそれぞれの規定について、県条例を基にいたしまして、法に規定するものと、独自で規定する項目に分割して比較したものでございます。真ん中辺の県盛土条例のうち、左側の列、法に規定する盛土、または切土の許可に要する行為に対しまして、対象面積を3,000平方メートルから、2,000平方メートルに基準規模を引き下げているものでございます。

県盛土条例のうち、右側の列、これは、法によらず、県条例で独自に規制するものとして、項目といたしましては、責任の所在の明確化、特定事業に対する中間・完了検査、定

期報告の実施、保証金として、事業費の5%、または、事業区域1ヘクタール当たり200万円を乗じた額のいずれか高いほうを、事業者が預け入れることを規定しているものでございます。また、罰則といたしまして、100万円以下の罰金または2年以下の懲役を規定するものでございます。

表の右端の赤線で囲んだ列に示すとおり、市盛土条例案につきましては、県条例と同じ規制水準としております。

15 ページを御覧ください。規制対象として、先ほど説明した区域と、許可を要する事業を表示したものでございます。規制対象区域は、法と市条例案、いずれにいたしましても、市域全域となります。許可を要する事業は、法で規定する宅地造成等に関する工事、市条例案で規定する特定事業の許可と、特定建設発生土搬出の許可の大きく3つに区分されております。

16 ページを御覧ください。このページから28 ページまでは、市条例案の抜粋をまとめたものでございます。第1章総則には、目的、独自規定に伴う用語の定義、市や事業者等の責務を規定しております。

2の定義のうち、主に条例の規制に関する用語といたしまして、特定工作物とは、斜面地に設置する工作物であって、その工作物の水平投影面積の合計が300平方メートル以上、または高さが15メートル以上となるものをいいます。特定事業とは、特定工作物に係る工事を行う事業等のことをいいます。また、特定建設発生土搬出とは、建設発生土を当該建設工事の区域から搬出する行為であって、その土砂の体積が500立方メートルになるものをいいます。

17 ページを御覧ください。本ページから次ページにわたる第2章として、法の許可を受けた工事の中間検査、並びに、定期報告が必要な条例で定める規模について規定しております。また、特定盛土等、土石の堆積に関する工事等、法の許可が必要な行為について、規制基準を強化するため、条例で定める規模について規定しております。法の許可対象の規模でも、少し触れさせていただきましたが、法で定める特定盛土等規制区域内において行われる盛土または切土であって、当該盛土または切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるものに対して、2,000平方メートルを超えるものと、市条例案で規制を強化するものでございます。

18 ページを御覧ください。土石の堆積の規模につきましても、法で定める土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるものに対して、2,000平方メートルを超えるものと、市条例案で規制を強化するものでございます。また、許可対象の規模要件を強化したことに伴い必要となります、中間検査、定期報告の規模も強化するものでございます。

19 ページを御覧ください。本ページから23 ページまで、第3章、特定事業の許可等について、市内全域において、一定規模以上の斜面地の工作物の設置、特定工作物の設置とありますが、そちらのほうを行う場合は、斜面の安全に係る技術基準の審査を行いまして、市長の許可を必要とすることとしております。特定工作物につきましては、許可に併せて、中間検査、完了検査、廃止時検査を実施し、定期報告により、施工状況、工事完了後の維持管理状況の確認を行うことを義務づけております。また、事前に近隣関係者への説明を実施することも規定しております。

20 ページを御覧ください。特定工事に着手する前に、技術基準への適合審査を受け、市長の

許可を受けなければならないこととしております。許可が不要なものとしたしましては、国・地方公共団体が行う特定事業や、災害復旧のための必要な応急措置、他法令に基づく許認可において、条例の技術基準と同等の技術審査を行うものなどとしております。

21 ページを御覧ください。事業者は、事業期間中は、進捗状況等について、また、事業完了後は、維持管理状況等について、特定工作物を撤去するまで、1年ごとに定期報告をしなければならないこととしております。

22 ページを御覧ください。特定工作物の廃止時の検査、特定事業に係る保証金の預け入れについて規定しております。保証金の預け入れの金額は、先ほど、法と県条例、並びに市条例の比較での説明のとおりでございます。用途につきましては、必要な処置を、事業者に代わり、市が行政代執行により講じる場合の費用に充当するものでございます。質権設定の解除は、特定工作物の廃止時検査に合格したときなどとしております。

23 ページを御覧ください。特定事業の許可手続の流れについて、事前手続、工事手続、特定工事、維持管理までを示してございます。

24 ページを御覧ください。第4章、特定建設発生土搬出の許可等についての規定でございます。発注者は、特定建設発生土搬出の実施に当たり、搬出事業計画が適切であることについて、市長の許可を受けてから、搬出に着手しなければならないこととしております。許可が不要なものとしたしまして、災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出、また、国・地方公共団体、その他公共的団体が行う土砂の搬出などがあります。搬出許可事業者は、特定建設発生土搬出を完了したときは、市長に報告しなければならないこととしております。

25 ページを御覧ください。特定建設発生土搬出の許可の手続の流れについて、事前手続として、搬出事業計画の作成、許可申請、発生土の搬出、搬出完了の報告までを示してございます。

26 ページを御覧ください。第5章、雑則についてでございます。市が行うものを規定しております。1番目、斜面の安全の確保を図るために、必要な巡視活動を行うこととしております。

2番目として、必要に応じて、事業者に対して、報告もしくは資料の提出を求め、または事業区域に立ち入ったの調査を行うこととしております。

3番目、斜面の安全の確保、災害発生の防止、または良好な自然環境、もしくは生活環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な指導、または助言を行うこととしております。

4番目、斜面地の工作物の設置及び建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者、または搬出許可事業者に対して、斜面の安全の確保、災害発生の防止、または良好な自然環境、もしくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告します。

5番目としたしまして、特定事業、または特定建設発生土搬出の実施によりまして、斜面の安全の確保、災害発生の防止、または良好な自然環境、もしくは生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者または搬出許可事業者に対し、期限を定めて、必要な処置を講ずべきことを命じます。

27 ページを御覧ください。罰則についてでございます。無許可で特定事業を行った者、偽りその他不正の手段によりまして許可を受けた者、正当な理由がなく命令に違反した者などに対

し、2年以下の懲役または100万円以下の罰金を科します。

特定事業に係る標識の未掲示、特定工程の中間検査の結果通知を受けずに、次の工程に着手した者、完了検査の結果通知を受けずに、許可に係る工作物を事業に使用した者、許可を受けずに、特定建設発生土搬出を行った者等に対し、50万円以下の罰金を科します。

特定建設発生土の搬出完了の報告をせず、または虚偽の報告をした者に対し、30万円以下の罰金を科すとしております。

28ページを御覧ください。附則といたしまして、経過措置を規定しております。市条例の施行日前に、県条例の規定に基づく処分などは、市の条例案の相当規定としてなされたものとみなすものでございます。

29ページを御覧ください。条例制定までの予定でございます。前回、委員会で説明させていただいたとおり、10月10日～31日まで、パブリックコメントを実施いたします。いただいた意見を整理しまして、その対応をホームページに公表させていただきます。その後、成案を作成し、鳥取市12月議会に議案提出させていただき、審査、承認していただいた後、公布・施行を予定しております。また、同時に、県と併せまして、法に規定する規制区域を指定しまして、令和6年1月からの法の許可事務を開始する予定としております。

以上、説明をさせていただきました。

◆**勝田鮮二委員長** 説明をいただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をしてください。ございませんか。足立委員。

◆**足立考史委員** 足立です。御説明ありがとうございます。条例制定のスケジュールの中で、令和6年1月からという予定なんですけども、この条例を適用する場合、これから出てくるものだけなのか、もうこれまでに同じような事業をされてるとこは、どのような対象になるのかお聞かせください。

◆**勝田鮮二委員長** 牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野でございます。先ほどの経過措置も読まさせていただきましたが、この現在施行されております鳥取県条例、こちらのほうで、本市域で既に許可申請が上がっているものについては、そのまま鳥取市のほうで引き継がさせていただくというふうな格好になると思います。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。太田委員。

◆**太田 縁委員** 太田です。保証金の預託を実施されるということで、市のほうは質権設定を行うということですけども、このことについての効果、どういった効果を期待しておられるのかということをお伺いします。

◆**勝田鮮二委員長** 牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野でございます。保証金の預託っていうことで、やはり、その行為に対しての責任を、金額面で感じていただくことができるのではないかと、いうことで、やはり、その金額を払ってまで、いいかげんなことはしないというような抑止力は、一定の抑止力は働くのかなというところを、ちょっと感じております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 金額的には決して高くないといえますか、ただ、地方自治法上、設定できる金額ってというのは決まっていると思うんですけども、その金額というよりも、抑止をするためのという効果というふうに考えたらよろしいですか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野でございます。あくまでも、何か、斜面の保全に、支障が出たときのためですね、事業者が対応できない場合、市の行う行政代執行、この使い道について保証をしていただくというお金でございます。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 次に、19ページ、20ページ辺りに、条例の技術基準と同等のというふうに、工作物等の技術基準ということが記載されていますけれども、この基準の考え方は、現在、県が行われている基準と同じと考えていいのか伺います。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野でございます。先ほども説明の中にお話ししましたけども、盛土規制のアドバイザー会議というもので、学識の経験者の方に、こちらのほうの基準についても議論させていただいておまして、既に県では決定されているというところでございます。このたびの市の技術基準につきましても、この県が定められた技術基準に沿ったものということで考えております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 ということは、現在、県が持たれている基準を担保した上でという考え方でよろしいですか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 担保といえますか、鳥取県と同じ技術基準を適用させていただくということでございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 すみません。もう1件お願いします。最後に御説明があったように、この鳥取市の条例施行により、県の範囲から、いわゆる鳥取県が、今、全域にされている指定区域、指定を鳥取市だけが外れていく、ほかの市町村は、鳥取県の条例で施行されて実施されていくということですけども、鳥取市だけが中核市なので、除外されて、鳥取市は全責任を負っていくという考え方になるという理解をしているんですけども、このことについて、今後、条例制定後、先ほど、学識経験者等の方と一緒にってというようなお話もありましたけれども、条例制定後も、こう対応していく、あるいは見直していくような検討をしていくのか、現在は、県の条例をそのまま市の条例にしていくと。ただし、今後は、中核市であるので、鳥取市独自でやっていかないといけない、では、この条例制定後は、どういったことを考えていこうとされているのか、対応されていこうとしているのかお伺いします。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野でございます。これからということで、条例

施行後ということですが、当然、県と一緒に、状況のほうは共有させていただきながら、こういった案件があるかとかってというのも、当然調べさせていただかないけんとは思ってますし、あと、法律で、基礎調査というものが、おおむね5年ごとに、またするようなことで規定されておりますので、そういったところに、鳥取市のほうもさせていただかないけんということで、経過としては押さえていながら、必要があれば、その都度対応を考えていかせていただくということになると思います。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 それでは、鳥取県と情報共有しながら、連携しながら取り組んでいくという理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。そのとおりでございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 御説明ありがとうございます。年何件ぐらい、ここの申請を見込んでおられるのか、それぞれ種類があると思いますけども、教えていただけますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 県条例が施行されてからということの許可件数ということで、県のほうから聞いておりますところ、担当の西垣主査のほうから、説明させていただいてもよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。西垣主査。

○西垣真志都市企画課主査 都市企画課、西垣と申します。よろしく申し上げます。許可の件数についてのお尋ねにつきましてお答えさせていただきます。県条例が施行されました、令和4年5月1日以降の累計の申請件数につきまして、鳥取県のほうにお尋ねしたところ、特定事業、こちらは、盛土等に関する工事のみなんですけれども、こちらの許可申請については、県内で3件、このうち、鳥取市内で1件、これは、残土処分場の設置という内容になっております。それから、特定工作物ですね、発電施設ですとかですね、そちらの許可申請につきましては、ゼロ件というふうになっております。あと、もう1つの特定建設発生土搬出、500立米以上のものにつきましては、県内で24件、鳥取市内で9件というふうになっておりますので、こちらが、今後の想定として考えている数字で、1つは持っております。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 5月1日から、いつまでの期間の数字でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣主査。

○西垣真志都市企画課主査 都市企画課、西垣です。令和5年9月1日現在として聞いております。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 1年4か月弱って感じですね。ありがとうございます。最初に出てきたのが9ページ、ほかのページにもありますけど、工事主の資力・信用というところがあって、この信用というのをどう判断するのかなど。外国資本の代理会社が、日本の会社で、土地を買っ

たりっというような報道も聞いたことがありまして、この信用というのは、どういう基準で審査されるのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野でございます。こちらについても、それに関しまして、国のほうから留意事項が通知されているものがございます。改めまして、担当の西垣のほうから答えさせていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 西垣主査。

○西垣真志都市企画課主査 都市企画課、西垣です。工事主の資力及び信用についてのお尋ねでございます。令和5年5月26日ですけれども、法が施行された日に、国のほうから、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項についてということで通知が来ておりまして、こちらの中で、資力・信用の有無の判断につきましての考え方につきまして示されております。

まず、資力のほうにつきましては、規則のほうに定められた資金計画書に基づきまして、必要に応じて、過去の事業実績等を勘案して、資力のほうを判断するというふうになっております。また、信用のほうにつきましては、申請者が法人の場合ですと、登記簿謄本ですとか、役員の個人番号カードですか、それから、申請者が個人の場合は、住民票の写しや、個人番号カードのほうで判断させていただくというふうなことで示されているところでございます。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 国のほうが情報を持っていて、その情報と照会をするということでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。国のほうの情報とかと照会するというのではなくて、鳥取市のほうが判断させていただくということになると思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 26ページですけど、特に、良好な自然環境とかですね、ここの助言、勧告、命令もあるんですけども、安全の、災害とかですね、生活環境とか、いろいろあるんですけども、良好な自然環境というのを、どのようにその判断をされるのか、基準ですね、こういう工事は駄目ですと、斜面全部削って、ソーラーパネルを設置するっていうのは分かりやすいんですけども、曖昧な、今後は、鳥取市では、いろんな報道がある中で、どういった基準が今後あるのか、どういった基準で判断をされようとしているのか教えていただきたいと思います。後で資料か何かでの提供でも結構です。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 県とかにも伺いながら、また皆さんのほうにお配りさせていただくような格好で対応させていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 いろいろとありがとうございました。報道でもあるように、自分も政治家として、この大地に根づいた、この歴史、伝統、文化とかですね、自然環境を大事にしないといけないと考えておりますので、しっかり、保守の考え方からも、今回の盛土条例は、大変危惧し

ていたことに対しての規制ということで、大変いいことだと思っております。抜け目がないように、しっかり、先ほどの外国資本であったり、自然環境を壊すようなことがないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

自動運転バスの実証実験について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、次に、自動運転バスの実証実験についてを説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。それでは、自動運転バスの実証実験について御報告申し上げます。御案内のとおり、本市では、公共交通の自動運転技術の導入、これを進めておりまして、令和3年10月には、次世代モビリティ推進会議を立ち上げまして、本格的に取組を開始したところでございます。その中で、鳥取砂丘周辺エリアでの自動運転バスの実証実験の実施ですとか、自動運転移動サービスロードマップの策定等々、そういった取組を進めてるところでございます。このたび、9月25日付で、国の補助金、自動運転実証調査事業、これの採択、交付決定を受けましたとともに、同時に申請をさせていただいておりました、路車協調システム実証実験、これは、外部カメラなどで、自動運転車の安全な走行をサポートするシステムでございますが、これの実証実験の採択も受けましたので、中心市街地におきまして、自動運転の実証実験を行うものでございます。

目的といたしましては、大きく2つございまして、まず1つは、多くの方に自動運転車に乗っていただきまして、自動運転についての理解を深めていただくこと、それから、もう1つは、自動運転車両の運行に係る課題を抽出いたしまして、社会実装に向けた検証を行うものでございます。

内容といたしましては、事業主体といたしましては、鳥取市が事業主体となりまして、実施体制といたしましては、運行事業者に日ノ丸自動車、それから、日本交通に御協力をいただきますとともに、運行管理支援者といたしましては、株式会社WILLERということで、これは、大阪に本社がございまして、前回の砂丘での実証実験でも御支援をいただいた企業でございます。それから、車両管理者につきましては、株式会社ティアフォーということで、本社、名古屋にございますが、こちらに自動運転の車両の提供、それから、自動運転システムの提供、それから、遠隔監視も御支援をいただくということとしております。そのほかにも、県ですとか、警察、道路管理者等々の協力をいただきながら実施することといたしております。

実施エリアでございますが、中心市街地の100円循環バスくる梨の緑コースの一部で行いたいというふうに考えております。

時期といたしましては、来年1月の22日～2月の25日ということで、前半の2月の下旬までは、準備運行ですとか、運転手のトレーニング等々を行いまして、2月の15日～25日の間の大体9日間程度で、市民ですとか、関係者の試乗を予定しております。

運行計画といたしましては、右のほうに示しておりますが、使用いたします車両でございます。これは電気バスでございます、BYD社のJ6という車両でございます、このBYDでございますが、本社は中国深圳にございまして、電気自動車の分野では、アメリカのTeslaに続く、世界第2位のシェアを誇る企業でございます。J6につきましては、くる梨と同じ日野ポンチョと同じサイズということで、長さは約7メートルで、横幅は2メートル程度、高さは3メートル程度ということで、ポンチョと同じサイズの車両でございます。この1台で運行することといたしております。

自動運転レベルでございますが、レベル4相当ということで、これは、完全自動運転の一步手前になります、ドライバーズフリーの高度な自動運転のレベルを有しておりますが、試乗の際は、安全を期して、運転手を乗車させまして運行する関係で、自動運転レベルとしましては、レベル2ということになります。

最高速度につきましては、時速70キロまで出る性能を持っておりますが、試乗時は、安全を期して、時速35キロ程度ということで、これは、今のくる梨が、大体35キロ～40キロで走行しておりますので、そういった、ほぼ同じ速度で運行したいというふうに考えております。

定員は、運転手を含めまして、25人の車両でございます。試乗時につきましては、座席が、運転席含めて16席ございますので、市民・関係者の方には、1便当たり15人乗っていただくような計算となっております。

ルートといたしましては、その右になりますが、鳥取バスターミナルを出発いたしまして、若桜街道を通過して、城跡周辺を回って、武道館の前を、県庁の横を通過して、国道29号線に出まして、県庁の敷地内に入って、また若桜街道を通過して、鳥取バスターミナルまで行くというようなルートで考えておまして、試乗は、2月の15日～25日、11時～16時を予定しております。運行便数といたしまして、1日10便程度を予定しております。運賃は無料としておまして、途中の乗降は、現在のところ考えておりません。そういった運行計画で実施したいと考えておりますが、まだ関係者と調整中ですので、変更の可能性はございます。

総事業費でございますが、8,000万円ということで、これは、国の補助金、補助率10分の10で充当して、実施をしたいというふうに考えております。

予算時期につきましては、12月補正で計上させていただき予定といたしております。報告は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言ください。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 御説明ありがとうございます。ちょっと聞き逃してたらすみません。これ、磁気テープか何か施工しなくても、カメラだけでいける分だったですか。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。このバスですけども、まず、走る前に、3Dマップっていうのを作成いたしまして、そのマップ上に敷かれたレーンを走るようなイメージでございます。そのレーンを通って、停止線に従って、走ったり、止まったりというような仕組みになっておまして、カメラの映像と、人工衛星からの信号を受信して、今どこを走って

いるのかを感知しながら、あわせまして、レーザーを照射して、障害物を識別して、車両との距離を測定して、減速をしたり、停止をしたりというような仕組みとなっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 8,000万の大体の内訳を教えてくださいませんか。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。車両リース代、それから車両輸送費、車両の調律費等々で2,931万5,000円ですし、それから、地図データの作成費で550万円、運転手のトレーニング費、現場対応費で1,034万円、遠隔監視費で330万円、もろもろの運行管理費で1,554万5,000円などで、6,400万円、それから、今回の運行経費とは違うんですけども、本格運行を見据えた経費といたしまして、予約で乗車していただくようなアプリを開発したいと思っております、このアプリの開発費として1,600万円、合計8,000万円と考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ありがとうございます。予約アプリは、今後も汎用性があるということでしょうか。事業者、発注先、ここの実施主体の中に入っているのかどうか。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。実際、その本格運行になったときに、車両ですとか、運行方法っていうのは、これから検討していくことになっていきますが、基本は、座席を指定して運行するという形で考えておりますので、このアプリを使って予約をする形になろうと思いますので、汎用性のあるようなアプリということで考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 この実施期間なんですけれども、今年は雪が少ないというふうに言われてますけれども、一番雪の多い時期になろうかと思えます。天候が心配されるところですけれども、この期間でなければならない理由を。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。大きく2つ原因がございまして、まず1つは、車両の確保が、この時期じゃないと確保できないというのが、まず1つございます。それから、もう1つは、やはり、この雪国での生活交通として、自動運転車両での運行を見据えた実証実験ということになりますので、やはり雪を想定した実証実験をやっていきたいというふうに考えております。前回の砂丘のときには、かなり雪で運行できなかったというようなことがございまして、今回の車両ですけれども、その障害物を、人なのか、雪なのか、本当に障害物なのか、それを識別する機能が、前回より、かなり精度の高いものを搭載しようというふうに思っておりますので、そういったところも検証してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

◆金田靖典議員 ないようでしたら、よろしいですか。質問を。

- ◆勝田鮮二委員長 どういうことを聞かれますか。内容ですよ。
- ◆金田靖典議員 停留所が何箇所なのかっていうのを教えていただければ。
- ◆勝田鮮二委員長 今回の実証実験は、停留所っていうのは、バスターミナル。途中はなしということでしたけど。
- ◆金田靖典議員 なら、最初に駅で乗って、そのままぐるっと回って帰ってくるってことでよろしいのかな。
- ◆勝田鮮二委員長 その辺は直接聞いてもらえますか。
じゃあなければ、以上で、全ての日程を終了しましたので、建設水道委員会を閉会します。

午前11時34分 閉会

令和5年9月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和5年9月29日(金)
決算審査特別委員会終了後
本庁舎7階 第2委員会室

都市整備部 (決算審査特別委員会終了後)

1. その他

盛土規制法に係る条例について

自動運転バスの実証実験について